

掛川市告示第75号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

掛川市長 松井三郎

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

緑ヶ丘二丁目の一部、上張の一部、七日町の一部、駅前の一部、中宿の一部、亀の甲二丁目の一部、南一丁目の一部、南二丁目の一部及び下俣南一丁目の一部

2 大東処理区

大坂の一部、千浜の一部、国安の一部及び浜野の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

西大淵の一部、大淵の一部、横須賀の一部、洋望台の一部及び沖之須の一部（公共マスを設置した区域に限る。）